

1 推進計画の基本的な考え方

推進法第 2 条では、子どもの読書活動の重要性が明記されています。

この法律に基づき、第四次推進計画では、子どもが、積極的に読書に親しみ、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることが重要であると考え、その実現のために、子どもの発達段階に応じ、家庭・学校・地域社会において、三者が効果的に連携し、社会全体で読書活動の気運を高めていくことを重視しました。第五次推進計画でもこの基本的な考え方を受け継ぎます。

また、「文字・活字文化振興法」第 3 条第 3 項及び第 8 条では、学校教育において読む力、書く力及びこれらの力を基礎とする言語力の涵養に十分配慮するよう規定されています。さらに、平成 23・24・25 年度に改訂された学習指導要領においては、児童生徒の言語活動を充実することとされ、令和 2・3・4 年度改訂の学習指導要領においても言語活動の充実は引き続き提示されています。

本を読むことで子どもは人を思いやる心を育てると同時に、基礎的・基本的な知識を習得します。さらに、語彙の広がりをはじめとして、「ことばの力」が豊かにはぐくまれていくことで、思考を深め、自分の思いを効果的に表現することができるようになり、人生をよりよく生きていくための力を培っていきます。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要です。なお、その際には、発達段階や認知特性等に応じて紙とデジタルを選択できる環境づくりが大切です。

第五次推進計画では、子どもの自主的な読書活動を重視し、読書を通じて、「ことばの力」を育成するとともに、感性を磨き、表現力を高め、創造力豊かな子どもを社会全体で育成することを目指し、読書活動を推進します。

2 子どもの読書の状況

国の第五次基本計画においては、第四次基本計画期間における課題として、小・中・高等学校、各学校段階における不読率が挙げられています。小学校 1 年生段階の不読率に就学前の読み聞かせの実施が影響を与える可能性があることから、乳幼児期からの読み聞かせの推進や、不読率の改善に向けて、乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促したりする必要性が示されています。また、高校生の不読率が小学生、中学生に比べて高い状況が続いていることから、高校生が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心をもてるような取組の推進と、探究的な学習活動等における学校図書館や図書館の利活用を促進する取組の充実の必要性が掲げられています。

3 京都府の役割

京都府では、府民一人一人が子どもの読書活動の推進に自主的に取り組むことを重視し、市町村とも連携を図りながら、広域的な観点から子どもの読書活動の推進に向けた取組への支援や広報・啓発、情報提供に努めるよう、本推進計画をまとめました。

なお、本推進計画では、次の 4 項目について様々な取組例を示し家庭や学校、地域社会、市町村での具体的な推進策の参考となるようにしています。

(1) 家庭における読書活動の推進

保護者が家庭において子どもと一緒に読書に親しむことでその楽しさを感じ、乳幼児期から身近なところで絵本や物語に親しむことができ、子どもの読書に対する興味や関心を引き出す働きかけができるよう支援します。

(2) 学校等における読書活動の推進

子ども自身が読書の楽しさを味わい、読書体験を充実させ、豊かな感性を培い、心身の発達に応じた生涯にわたる読書習慣を形成できるように、本に触れる機会を増やす取組を進めます。また、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするための読書活動をより一層充実させます。

(3) 地域社会における読書活動の推進

デジタル社会に対応した読書環境の整備とともに、子どもや家庭、学校と、民間団体や市町村立図書館等との関わりがより強まって、子どもの読書活動が地域社会の中で活性化していくように支援します。

(4) 効果的な読書活動の推進

子どもの読書活動に関わる関係機関・団体等との連携・協力を図るとともに、府民の理解と関心を深める取組を進めます。

4 第五次推進計画の期間

第五次推進計画の期間は、令和7年度から概ね5年間とします。